

航空局安全部安 全 政 策 課 長
無人航空機安全課長

救急用具の装備に関する基準について

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 150 条第 1 項の表の三の項及び第 5 項に規定する基準について、以下のとおり定める。なお、本基準は、航空機に人が乗り組む場合を対象としており、搭乗者がいない航空機については、施行規則第 150 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、当該条項に規定する救急用具を装備せずに航空の用に供することができる。

1. 施行規則第 150 条第 1 項の表の三の項の第一欄に該当する飛行をする航空機について、以下の（１）、（２）、（３）のいずれにも該当する場合は、当該条項の第二欄に掲げる品目の救急用具のうち非常信号灯、携帯灯及び救急箱を装備せずに航空の用に供することができるものとする。
 - （１）航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項のただし書の許可を受けた航空機であって、以下のいずれかに該当する航空機であること。
 - ①サーキュラーNo.1-006「研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について」に規定する自作航空機
 - ②サーキュラーNo.1-007「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」に規定する超軽量動力機又はジャイロプレーン
 - （２）旅客が搭乗しておらず、全ての搭乗者が搭乗中の緊急時対応について熟知している者であること。
 - （３）以下について、法第 11 条第 1 項のただし書の許可の申請の際に示していること。
 - ① 当該機体の飛行範囲が、緊急時においても離陸する空港等又は場外離着陸場から地上の人員が落下地点等を容易に特定し、駆けつけて救急対応を行うことが可能な範囲（中心から半径 3km 以内）を飛行する場合には、地上に安全監視及び救助のための人員並びに救急用具が配置されていること。
 - ② 飛行する範囲が①の範囲を超える場合には、①に加えて以下に掲げる安全対策がすべて講じられていることを条件に半径 9km まで飛行してもよい。
 - a. 飛行経路をあらかじめ設定し、設定した経路に従って飛行すること。
 - b. 以下に掲げる内容を含む講習を 2 年以内に受講した安全管理者が配置されていること。
 - ・航空機、試験飛行等関係者（操縦者を含む。）、地上の人、人家及び物件に対するリスクの評価、軽減の方法
 - ・緊急時における連絡手順（操縦者と地上の人員との間の連絡方法及び消防機関等への連絡手順）

2. 以下に掲げる（１）又は（２）に該当する航空機は、以下に示す一定の条件を満足する場合、施行規則第 150 条第 5 項に規定する航空機用救命無線機を装備せずに航空の用に供することができるものとする。

（１）施行規則第 150 条第 5 項の表の一の項ロ又は二の項ハに掲げる飛行を行う法第 11 条第 1 項のただし書の許可を受けた航空機であって、以下の 1)、 2)、 3) のいずれにも該当する場合

1) 以下のいずれかに該当する航空機であること。

①サーキュラーNo.1-006「研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について」に規定する自作航空機

②サーキュラーNo.1-007「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」に規定する超軽量動力機又はジャイロプレーン

③電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローター（最大客席数が 9 席以下のもの）

2) 旅客が搭乗しておらず、全ての搭乗者が搭乗中の緊急時対応について熟知している者であること。

3) 以下について、法第 11 条第 1 項のただし書の許可の申請の際に示していること。

① 当該機体の飛行範囲が、緊急時においても離陸する空港等又は場外離着陸場から地上等の人員が落下地点等を容易に特定することが可能な範囲（中心から半径 3km 以内）を飛行する場合には、地上等に安全監視及び救助のための人員が配置されていること。

② 飛行する範囲が①の範囲を超える場合には、①に加えて以下に掲げる安全対策がすべて講じられていることを条件に半径 9km まで飛行してもよい。ただし、1) ③に該当する場合を除く。

a. 飛行経路をあらかじめ設定し、設定した経路に従って飛行すること。

b. 以下に掲げる内容を含む講習を 2 年以内に受講した安全管理者が配置されていること。

・航空機、試験飛行等関係者（操縦者を含む。）、地上の人、人家及び物件に対するリスクの評価、軽減の方法

・緊急時における連絡手順（操縦者と地上の人員との間の連絡方法及び消防機関等への連絡手順）

（２）施行規則第 150 条第 5 項の表の一の項ロ又は二の項ハに掲げる飛行を行う有効な耐空証明を受けている航空機であって、以下の 1)、 2)、 3) のいずれにも該当する場合

1) 電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローター（最大客席数が 9 席以下のもの）であること。

2) 飛行規程において、当該機体の飛行範囲が、離陸する空港等又は場外離着陸場から地上等の人員により落下地点等を容易に特定することが可能な範囲（中心から半径 3km 以内）に限定されていること。

3) 地上等に安全監視及び救助のための人員を配置するなど、緊急時においても落下地点等を速やかに特定するための体制及び手順を定めていること。

附 則（令和 7 年 11 月 12 日 国空安政第 1679 号・国空無機第 263873 号）

1. この基準は、令和 7 年 11 月 12 日から適用する。